

事 務 連 絡

平成22年6月23日

(社)長崎県建設業協会 会長 谷村 隆三 様

長崎県
土木部
住宅課長
長崎県土木部住宅課長

平成22年度 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業
地域材を生かした地域型住宅づくりの募集について

標記について、木構造振興株式会社より案内がありましたので送付いたします。

問い合わせ等は木構造振興株式会社へお願いいたします。なお、応募様式はホームページに記載されていますのでご活用ください。

長崎県土木部住宅課

まちづくり班 担当：小田崎

TEL 095-894-3104

FAX 095-894-3464

E-mail: odazaki-y@pref.nagasaki.lg.jp

木構造振発 22-6号
平成22年 6月18日

都道府県住宅担当課長 様

木構造振興株式会社

代表取締役 西村 勝美

平成22年度 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業
地域材を生かした地域型住宅づくりの募集について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、木構造振興株式会社では平成22年度林野庁補助事業として、「住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業」を実施することになりましたが、その中の「地域材を生かした地域型住宅づくり支援事業」の一環として、地域材を生かした地域型住宅づくりの事業を募集することとなりました。

この募集は、これまで地域材を生かした地域型住宅づくりを共同して推進している各地域の製材業者、地域工務店、設計者等などによるグループに対し、地域材の利用拡大に寄与する新たな地域型住宅づくりの事業を公募するものです。

募集要領等は別添のとおりですので、ご多忙中恐縮ですが、貴管内の木造住宅建築関連企業等に周知頂ければ幸甚です。

敬具

<担 当>

木構造振興(株)事業部(古澤、大澤)

TEL 03-3585-5596

FAX 03-3585-5598



地域材を生かした地域型住宅づくりの募集について(概要)

木構造振興株式会社

■ 事業の概要

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業は、地域材を生かした地域型住宅づくりを支援することにより新たな地域材部材や地域型住宅の開発・普及促進を図り、住宅分野への地域材利用シェアの拡大を図ることを目的としております。

この観点から、これまで地域材を生かした住宅づくりを推進している各地域の製材業者、地域工務店、設計者などが共同して実施しているグループを対象にして、地域材の利用拡大に寄与する新たな地域型住宅づくりの事業を公募し、地域の風土に根ざした優れた提案課題について、木構造振興(株)と提案者との共同により地域型住宅づくりを実施します。

■ 対象事業等

(1) 対象となる地域型住宅づくり事業

各地域の製材業者、地域工務店、設計者などが共同して実施している、地域材を用いた住宅づくりの事業を対象とします。(※別紙の平成21年度「地域型住宅づくり」実施一覧を参考)

また、提案される事業は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ① 地域材を用いた部材の技術開発や共通化、供給の仕組みづくり、実証展示や地域材認証等により、地域材を効果的に利用し、地域材の需要拡大に高い効果が期待できる木造住宅のモデルプランであること(産直住宅を含む)。
- ② 地域材を利用した住宅プランが、地域型住宅の普及促進に寄与できるものであること。
- ③ 建築基準法に定める基準(構造、防火、環境など)に対応可能なもの。
- ④ 平成23年2月末までに完了できるもの。

(2) 対象応募者

応募者は、(1)の事業を行うグループとし、グループ内の製材業者、工務店、設計者などの協力体制が確保されていることが条件となります。

応募した地域型住宅づくりの事業が採択されますと、その事業について木構造振興(株)との共同事業契約を行い、事業を実施して頂きます。

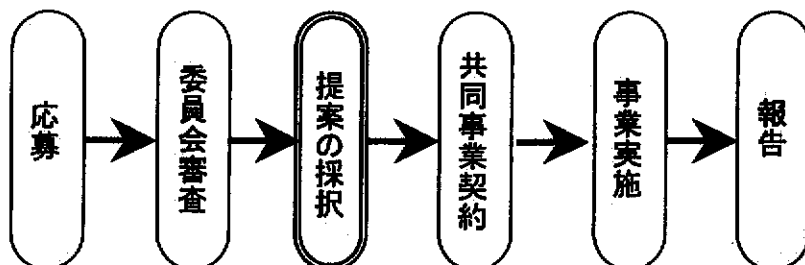
(3) 経費の負担

地域型住宅づくり事業における経費は700万円を上限とし、木構造振興(株)がその全額を負担します。

なお、負担を行う金額については、予算枠等を踏まえ、応募申請額に対して調整の上、決定させていただきます。

■ 事業の流れ(応募者の主な手続き)

※事業実施にあたり、事務局による合同説明会を実施



■ 公募期間および問い合わせ先

公募期間:平成22年6月21日(月)～平成22年7月5日(月)
※詳細はHP(<http://www.mokushin.com/>)に掲載した「地域型住宅づくり募集要領」をご覧ください。

<問い合わせ先>

木構造振興(株) (担当:古澤、大澤)
FAX 03-3585-5598
E-MAIL jigyoku@mokushin.com

No.	実施者名 (代表者)	実施事業名	実施概要	団地所在地
1	特定非営利活動法人北海道住宅の会 理事長 林 芳男	木造道産家(きづくりどさんこ) ツーバ イフオーパー部材供給事業	枠組壁工法住宅における道産材の活用をテーマに事業展開を行った。モデル 地域として全国一枠組壁工法住宅のシェアが高い十勝圏を選定し、十勝24 協会と共同で事業を実施した。主として①カラマツ製材の2X4製品化に向け た試作およびモデル建設②プレフレームミニング工場で道産資材をアッセンブル する流通実験を行った。	北海道
2	秋田スギ厚板活用構法研究会 代表 工藤 晃	秋田スギ厚板活用住宅の開発	秋田スギ材のうち、大径ではあるが比較的低質のため用途が限定されている B材等の有効活用のため、厚板を利用した住宅モデルの検討を行った。厚板 の定義を30mm以上の厚さの材とし、厚さが30mm、45mmの2種類、幅が180mm、 240mm、300mmの3種類を製材し、これらを組み合わせた壁面、床、屋根、軸 材の開発を行った。	秋田県
3	NP0木の家だいきの会 代表理事 鈴木 進	武蔵野の現代民家の開発	武蔵野の成熟した住宅地における建替ニーズに対応した現代民家の開発を 行った。テーマは①街並みづくりという観点からの「親コミュニティ」②県 産ハイブリッド乾燥(天然乾燥+補完的人工乾燥)木材の使用③クローラーの いらない住宅とした。主として①モデル住宅の設計および標準仕様書の作成 ②県産ハイブリッド乾燥材の規格化の検討を行った。	埼玉県
4	トヤマウッドネットワーク 代表 池田 通則	とやまの木の家(門型フレーム)	富山における魅力ある住まい・まちづくり・環境のミックスを考え、道路に 対して間口の狭く奥行きが深い「まちなか」の敷地にフィットするモデル住 宅を検討した。具体的には、梁間方向に壁量を要求されないスパン5,460mm (3間)以内の、製材品による門型フレーム住宅を開発することを目標とし た。グルーブメンバーおよび富山県内の金物メーカーと共同で結合部の検討 を行い、強度試験によって評価した。	富山県
5	「京北の木で家をつくろう」ネットワーク 代表 住吉 豊	京北産業枯し自然乾燥材のストックと供 給の仕組みづくり —京都の町家の新築と改修への活用に向 けて	京都に於ける天然乾燥材の普及・流通の為、試験伐採と品質確保と表示の 為、含水率の変化や強度等の調査を行った。また、葉枯らし乾燥材の有効的 な使い方である伝統京町家に注目し、「新築町家標準モデル」および「既存 町家改修モデル」の検討を行った。	京都府
6	川上産吉野材利用促進ネットワーク協議会 代表 上馬 逸平	奈良県吉野のスギ・ヒノギを使った「長 期優良住宅モデル」	道路交通網の整備により時間距離が短縮された奈良市や大阪府の都市住民に 向けた、吉野材の需要拡大を目指す「長期優良住宅モデル」の開発と、設 計・施工・メンテナンスの整備による部材の共通化、並びに本住宅モデルを通じ た地域材活用住宅の普及啓発活動を行った。モデル住宅の性能は、長期優良 住宅の評価基準を満たすと共に、自立循環型住宅への設計ガイドラインによ る評価、並びにCASBEEすまい戸建による環境評価を実施、評価した。	奈良県
7	清流高津川を育む木の家づくり協議会 代表 田村 浩一	高津川流域型住宅の開発	国交省選定2年連続水質日本一の清流高津川流域の豊富な森林資源(特に 杉・広葉樹)を活用した構造材現わし仕上げ、スケルトン・インフィル手法 の石見地方の風土景観に配慮した地域型住宅モデルを検討した。主として① 設計・メンテナンスの作成②スギ板材の準不燃材の技術開発を行った。	島根県

No.	実施者名 (代表者)	実施事業名	実施概要	団体所在地
8	ひろしま木の家のづくりのネットワーク 木の香る住宅工房 代表 保井 英三	安芸佐伯杉を用いた「ひろしま木の香る家・次世代プロトタイプ」	良質な乾燥材供給が可能となった養柱らしの安芸佐伯杉を、不安定な経済環境に置かれた若年子育て世代が使えよう、平坦地が少なく郊外高齢化に悩む広島都市圏の現状を踏まえた住宅プロトタイプを開発設計した。各種立場の有識者へのヒヤリングを通じて課題把握により①設計方針・計画プランの検討②設計マニキュアル等の普及シールの開発を行った。	広島県
9	伝統的技術による地域循環型住まいづくり 研究会 代表 大西 泰弘	大工がつくる地域産小径木材による短スパンユニット型住宅	地域産材の特性を生かす左官や大工など地域の伝統的技術を使いながら、中小径材を活用した短スパンユニットで構成する地域型住宅モデルを検討した。主として①住宅モデルの設計②骨割り乾燥による閉き止め「カスガイ」の開発③ヒノキ化粧小径板の開発④木材履歴情報の様式作成を行った。	香川県
10	「生地の家」職人ネットワーク 代表 小橋 清市	適型型地域住宅「生地の家」の開発	高温多湿の熊本県の地域に適し、ある家族像の小住宅の枠組の中で、環境木材を表現した木構造住宅を検討し、モデル住宅を施工した。主として①渡り頭構法と落し込み耐力壁を組み合わせた構造体の実験②手刻みのプレキャストケルトンの開発（部材化）③断熱住宅としての性能評価④マニキュアルの整備を行った。	熊本県
11	秋肥杉活用推進委員会 代表 稲元 靖教	宮崎県地域型住宅（スギ厚板を共通部材として用いる新宮崎の家）	大径化が進むスギ丸太から取る厚板とそれを接着して作る合わせ材を共通部材とし、ピンで金具を留め付け鋼板を挿入して補強する高強度接合部により軸組を構成し、開口の大きな地域に密着した平屋建て新宮崎の家の開発を行った。主として①大径材からの合わせ材の開発・評価②モデル住宅の設計・施工を行った。	宮崎県

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業
(地域材を生かした地域型住宅づくり支援事業)

地域型住宅づくり募集要領

平成22年6月

木構造振興株式会社

目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2. 1 地域型住宅づくりの公募	1
2. 2 地域型住宅づくり事業	2
3. 事業の実施方法	5
3. 1 事業の流れ	5
3. 2 提案の評価	5
3. 3 事業の採択者への通知	6
3. 4 共同事業契約	6
4. 共同事業期間中及び事業完了後の留意点	6
4. 1 事業の計画変更	6
4. 2 実績報告	6
4. 3 成果等の取り扱い	6
4. 4 取得財産の管理等	7
4. 5 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力	7
5. 情報の取り扱い等	8
5. 1 情報の公開・活用	8
5. 2 個人情報の利用目的	8
6. 応募方法	8
6. 1 公募期間	8
6. 2 提出先、問い合わせ先、資料の配付	8
6. 3 提出方法	8
6. 4 提出書類	9
応募様式	別紙

平成 22 年度 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業
地域材を生かした地域型住宅づくり支援事業
地域型住宅づくり募集要領

1. 事業の趣旨

住宅分野への地域材供給シェア拡大対策事業は、地域の需要者等のニーズに対応した新たな地域型住宅を提案することにより、住宅分野における地域材供給のシェア拡大を図ることを目的としております。

この観点から、これまで地域材を生かした住宅づくりを推進している各地域の製材業者、地域工務店、設計者などが共同して実施しているグループを対象にして、地域材の利用拡大に寄与する新たな地域型住宅づくりの事業を公募し、地域の風土に根ざした優れた提案課題について、木構造振興（株）と提案者との共同により地域型住宅づくりを実施します。

2. 事業内容

本事業は、次の二つの事業から構成されています。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 地域型住宅づくり事業の公募

木構造振興（株）（以下「木構振」といいます。）は、事業の提案に必要となる要件を定めて公募を行います。

応募のあった提案について審査を行い、優れた提案を採択します。

(2) 地域型住宅づくり事業の実施

木構振は、(1)により採択された提案者（以下「事業体」）との間で共同により地域型住宅づくりの事業を行います。

2. 1 地域型住宅づくりの公募

2. 1. 1 公募する地域型住宅づくり事業

各地域の製材業者、地域工務店、設計者などが共同して実施している、地域材を用いた住宅づくりの事業を対象とします。

また、提案される新地域型住宅づくり事業は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ①地域材を用いた部材の技術開発や共通化、供給の仕組みづくり、実証展示や地域材認証等により、地域材を効果的に利用し、地域材の需要拡大に高い効果が期待できる木造住宅のモデルプランであること（産直住宅を含む）。
- ②地域材を利用した住宅プランが、地域型住宅の普及促進に寄与できるものであること。
- ③建築基準法に定める基準（構造、防火、環境等）に対応可能なもの。（建築地域が 22 条区域、準防火地域又は無指定地域などを明らかにすること）

④平成23年2月末までに完了できるもの。

2. 1. 2 地域型住宅づくりの評価

地域型住宅づくりの事業としては次のようなものを想定し、評価を行います。

なお、地域住宅づくりの実施体制が確保されていない提案や実用化を行う予定のない提案は受け付けられません。

- ・地域型住宅の仕様等が、提案内容の目的や目標に対して適切であるかを評価する。
- ・地域型住宅が具体的住宅モデルとして提案され、実現性が高いかを評価する。
(他の事業などで提案され、採択された状況等も評価対象とする。)
- ・提案された地域型住宅が、地域での普及促進に寄与することができるかを評価する。
- ・地域型住宅づくりを推進するために、グループの構成がバランス良く構成されて活動しているかを評価する。
- ・地域型住宅及びその部材の仕様が、地域材の需要拡大に効果があることを評価する。

2. 1. 3 応募者

応募者は、2. 1. 1で示す事業を行うグループとし、グループ内の製材業者、工務店、設計者などの協力体制が確保されていることが条件となります。グループの規約、経理に関する取り決めがあれば、法人格のない任意団体でも構いません。

応募した事業が採択されますと、その事業について木構振との共同事業契約を行い、事業を実施することになります。

2. 2 地域型住宅づくり事業

2. 2. 1 共同事業を行う事業体

木構振と共同事業を行う事業体は、地域材を生かした地域型住宅づくり事業を提案し、木構振による採択を受けたのち、その事業について木構振との共同事業契約を行った事業体となります。

2. 2. 2 共同事業の内容

木構振との共同事業については、以下の内容について対象とします。

- ①地域型住宅モデルの仕様等を検討する委員会の開催費（コンサルティング費用、学識経験者等の旅費交通費・謝金、会議費等）
- ②供給体制の整備費（部材の共通化及び加工に関する検討経費、地域材認証制度の検討に関わる経費）
- ③地域材部材開発費（部材製品の試作品製作、製品化に係る基礎試験等）
- ④性能試験費（部材の基本的性能の性能試験、試験体の製作等）

但し、国土交通大臣認定取得のための性能評価に関わる費用（試験体製作費、性能評価料）は対象外とします。

- ⑤地域型住宅モデルの設計費、マニュアル作成費（設計者による地域型住宅の設計費、施工マニュアルの作成費等）
- ⑥地域型住宅モデル普及促進費（住宅モデルの展示として、地域材による部材を展示住宅の一部に設置するための材料費、製作費、施工費等）

なお、①、⑤は必須事業で、②、③、④、⑥は選択とします。

2. 2. 2. 1 計上できる経費

(1) 技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する事業体が支払う実働に応じた対価です。日当たり単価※に事業に従事した日数を乗じた額です。

※ 日当たり単価の算定にあつては、基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。なお、算定にあつては退職給与引当に要する経費を含まないものとします。

(2) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、実験補助等）について、事業体が支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

単価については、当該事業体の賃金支給規則によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(3) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる企画、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。（地域での検討委員会開催に伴う検討委員の謝金、原稿料、コンサルティング費用）

単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(4) 旅費

「旅費」とは、地域での検討委員会に出席する検討委員の旅費・交通費とともに、事業を実施するために追加的に必要となる事業体が行う資料収集、各種調査、打合せの実施に必要な経費です。

(5) 需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる木材の部材費、消耗品、資料等の印刷料、郵便料、諸物品の運賃等の経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

住宅モデル展示に関しては、木材を利用した構造材および床・壁・天井に関わる部分の整備に要する経費を対象とします。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得な

い器具機械等の各種保守、住宅モデル設計、部材の性能確認試験、加工及び部材組み立て等を行うために追加的に必要な経費です。

(7) 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場等の借上げに必要な経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

2. 2. 2. 2 申請できない経費

(1) 建物・土地等の不動産取得費および使用料等

事業を実施する際に必要なものであっても、建物や土地等の不動産取得費、土地使用料及び建物借り上げ費を計上することはできません。

(2) 住宅モデル等展示施設整備に関わる以下のもの

- ・基礎設置費用
- ・水回り等施設整備関係費用
- ・内装整備費用（例. クロス張り、家具類、カーテン類 等）

(3) 耐用年数が1年を超えるような備品等の購入費

耐用年数が1年を超えるような備品等についてはリース、借上等にて対応して下さい。

(4) 国土交通大臣の認定に係わる性能評価料

(5) 事業の執行上特に必要のない会議費

懇親会等事業の執行上特に必要でない会合等の飲料、食費等

(6) 海外渡航旅費

(7) 国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等への出席のための交通費、宿泊費、参加費

(8) 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費

(9) その他、当該事業の実施に関連性のない経費

2. 2. 3 共同事業経費の負担金額

木構振による負担は、木構振が認めた事業内容に係る経費額を限度とし、木構振が別途定める手続きに基づき支払います。

なお、経費の支払いは、一定期間ごとの事業体の立替払いとなります。

また、金額については、提案された内容について審査委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、申請書に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

2. 2. 4 共同事業契約の期間

事業体が実施する事業は、木構振との共同事業契約締結後より着手することができます。木構振が経費を負担する期間は、共同事業契約の期間内（契約締結日から平成2

3年2月末までの事業が完了するまでの期間) となります。

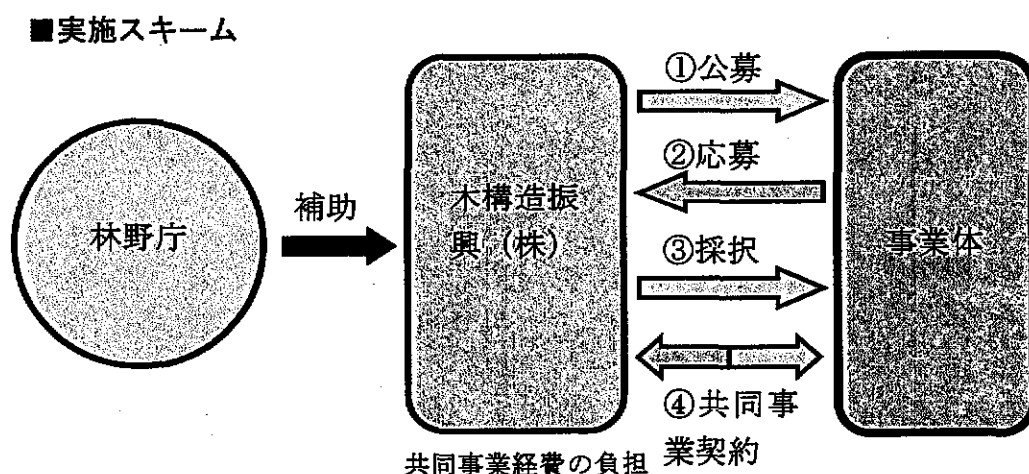
2. 2. 5 その他

同一の内容で、国、地方公共団体等の補助金等を受けている事業は対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については対象とすることがあります。

3 事業の実施方法

3. 1 事業の流れ

本事業において提案を行い、木構振との共同による事業を行おうとする者は、下記の実施スキームにより契約等を行っていただきます。



3. 2 提案の評価

(1) 審査の実施体制

提案事業の採択にあたり、応募提案は、木構振に設置する学識経験者等からなる審査委員会において審査が行われます。

審査の公平性、中立性の確保の観点から、委員の審査業務について以下の制限を行います。

- ・委員は、提案を行うことはできません。
- ・委員は、委員本人と関係を有するグループ等が行った提案を審査する場合、当該審査に関わることはできません。
- ・委員は、委員本人又は委員本人と関係を有するグループが業務として、コンサルティング又はアドバイス等を行った提案を審査する場合、当該審査に関わることはできません。

なお、委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 審査の手順

提出書類について、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、提出書類の内容について書面審査を行って事業体を選定します。また、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料を請求した場合、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合や、ヒアリング等に応じることができない場合には審査の対象とならないことがあります。

3. 3 事業の採択者への通知

審査委員会での審査結果をもとに、木構振が事業体を決定し、応募者に通知します。また、採択されなかった場合についてもその旨応募者に通知します。

3. 4 共同事業契約

事業体は、別途送付する実施手続きにより事業実施計画書及び事業予算書を作成し、木構振の確認を受けます。事業体は木構振と共同事業契約を締結し、事業を行って頂くことになります。

4. 共同事業期間中及び事業完了後の留意点

4. 1 事業の計画変更

木構振と共同事業契約を行った事業体は、やむを得ない事情により、次の(1)又は(2)を行おうとする場合には、あらかじめ、木構振の承認を得る必要があります。

- (1) 共同事業契約における計画の内容又は事業実施に要する経費の配分を著しく変更しようとする場合
- (2) 共同事業契約における事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、共同事業契約の内容に変更があり採択された事業計画と異なるものとなったと判断されたものについては、経費の負担の対象となりませんのでご注意ください。

4. 2 実績報告

事業体は、事業が完了したときは、「地域型住宅づくり支援事業実績報告書」を提出していただきます。様式については、共同事業契約の際にお知らせする予定です。

4. 3 成果等の取り扱い

- (1) 共同事業契約により実施した事業により工業所有権等が発生した場合、その工業所有権等は木構振と事業体との共有となります。これと併せて、以下の①～③の遵守を約

束することが木構振による事業経費負担の条件となります。

- ① 本事業の成果により工業所有権等の権利の出願をする場合には、木構振との共願手続きを取るものとする。
- ② 木構振が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該工業所有権等を利用する権利を木構振に許諾すること。
- ③ 当該工業所有権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該工業所有権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、木構振が当該工業所有権等の活用するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該工業所有権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

※ 工業所有権等とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権等のこといいます。

- (2) 工業所有権を含む所有権の確立、維持等の費用は事業体の負担とします。
- (3) 当事業終了後5年間は、毎年度、当事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況及び事業成果の供給実績を収益及び実績の有無にかかわらず、報告していただきます。
また、当事業期間終了後5年間において、事業成果の実用化、工業所有権等の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと木構振が認めた場合には、木構振が負担した経費の額を限度として、負担経費の全部又は一部を納付していただきます。

4. 4 取得財産の管理等

事業体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、共同事業の目的に従って、その効率的運用を行って下さい。

事業体は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、木構振の承認を受けずに共同事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、木構振の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、木構振が負担した額を限度として、その収入の全部又は一部を木構振に納付させることがあります。

4. 5 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業体には共同事業契約の期間終了後、事業の取り組み内容の調査、事業に関する評価のために、モニター調査、アンケート調査やヒアリング等に協力していただくことがあります。また、事業完了後の普及実績について、一定期間報告をしていただきます。（期間は別途定めます。）

5. 情報の取り扱い等

5. 1 情報の公開・活用

(1) プレス発表等

共同事業契約の締結後、採択された事業については事業名、提案者、概要等をプレス発表し、併せて木構振のホームページに掲載します。

(2) 事業等の公表

広く一般に地域材の新たな地域型住宅づくりについて紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、提出書類等に記載された内容について、提案者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業体が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

6. 応募方法

6. 1 公募期間

平成22年6月21日（月）～平成22年7月5日（月）

提出書類は7月5日必着とします。

6. 2 提出先、問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールでお願いします。応募様式は、下記のホームページからダウンロードして使用してください。

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル5階

木構造振興（株） 事業部

電話番号：03-3585-5596 F A X ：03-3585-5598 （担当：古澤、大澤）

メールアドレス：jigy@mokushin.com （本応募関係専用メール）

ホームページ : <http://www.mokushin.com/> （応募様式のダウンロード可能）

6. 3 提出方法

郵送等とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送時は、「地域型住宅づくり提出類在中」を記入してください。（提出書類の差し替えは固くお断りします。）

6. 4 提出書類

地域型住宅モデル事業を提案しようとする者は、公募期間中に以下の提出書類一覧表に従って、1)～3)の必要書類を各1部揃えて提出してください。

■提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	提案申請書	1 部	様式 1
2) 添付書類	①提案概要		様式 2
	②提案内容		様式 3
	③事業経費計画		様式 4
	④グループの概要		任意様式
	⑤地域型住宅モデルイメージ等		任意様式
	⑥グループの規約および経理に関する取り決め		任意様式
3) CD-R	上記1)～2)の電子データを記録したもの	1 部	

※ 注意事項

- ① 1)、2)の提出書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4サイズとして下さい。
- ② 電子データを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、ワード、エクセル、PDFとして下さい。なお、電子データはファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。写真データについては高画質のものを求めませんので、データ容量が1MB程度以内を目安としてください。
- ③ CD-Rには、「平成22年度 地域型住宅づくり支援事業」と「応募課題名（例：〇〇地域の地域型住宅づくり）」「応募者名」を記載して下さい。
- ④ 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑤ 提出書類及び電子データを記録したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

※ 記入にあたっての留意点

それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。

1) 提案申請書（様式1）

- ・1枚を限度とします。
- ・必ず代表者印を押印してください。

2) 添付書類

①提案概要（様式2）

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 提案グループの事業者名のリストと組織図に関する書類を別途作成してください。
（A4版）
- ・ 提案内容と目的を記載して下さい。応募目的・目標や必要性、地域での課題などについて記載して下さい。
- ・ グループ活動内容やこれまでの経緯と取り組み状況を記載して下さい。
- ・ 提案内容の普及目標（具体的な普及計画、数値目標、期待される効果等）を記載して下さい。
- ・ 他の補助事業等の採択状況を記載して下さい。

②提案内容（様式3）

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 提案住宅の概要や目標とする性能等について記載して下さい。
- ・ 想定する建築地域や工事費について記載して下さい。
- ・ 地域での事業実施体制について記載して下さい。
- ・ 今後の事業計画（実験計画やスケジュールなど）を記載して下さい。
- *：その他提案内容について記載して下さい。また、記載項目の内容が納まらないような場合は、“別紙〇に記載”等明記の上別紙を添えてください。

③事業経費計画（様式4）

- ・ 記載例を参考に、積算内訳（単価×員数）まで記載してください。内訳の単位は千円としてください。
- ・ 本事業によらない事業費（自己負担）がある場合は、【総額】の備考欄にその旨記載してください。

④グループの概要（別添書類）

- ・ グループの組織が判るように、グループ名、グループ各社の名称、代表者名、担当者名、電話、メールアドレスなどを記載して下さい。

⑤地域型住宅モデルイメージ等（A4：1～2枚程度）（別添書類）

- ・ 本事業で取り組む住宅モデルの概要が分かる図面等を添付してください。

⑥グループの規約および経理に関する取り決め（別添書類）

- ・ グループの定款等の規約および経理規程等の会計・経理に関する取り決めが分かる書類を添付してください。

*：応募に関する各書式は、具体的かつ簡潔に記載して下さい。

(様式1)

平成22年度 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業
地域材を生かした地域型住宅づくり支援事業 地域型住宅づくり公募提案申請書

平成 年 月 日			
木構造振興株式会社 代表取締役 西村 勝美 殿			
応募事業名： 例：〇〇県地域型住宅（〇〇の家）			
1. 応募者			
住 所	〒		
電話番号		FAX番号	
グループ名		代表者	印
2. 応募テーマ（該当するテーマについて○印を付けて下さい。）			
① 地域型住宅モデル作成のための仕様の検討			
② 材料供給体制の整備や部材の共通化			
③ 地域型住宅モデルの展示等による普及促進			
④ その他（自由記述）			
3. 提案概要			
1) 事業費の概算額	千円		
2) 応募事業の概要（応募に係わる事業の概要を100字以内で簡潔に分かり易く記載して下さい。 特に地域に根ざした住宅づくりの考え方を記載して下さい。）			
4. 概要（設立年、応募者の活動目的、活動内容などを簡潔にご記入下さい。）			
例） 設立：平成〇〇年 活動目的： 活動内容： 供給実績：			
5. 連絡先			
住所：〒			
会社名：			
部署： 担当者名：			
電話番号： FAX番号： e-mail：			

※青字部分は削除してご記入下さい。A4・1枚に納めてください。

①提案概要

(様式2)

応募グループ名	
応募事業名	
1. 応募事業体の組織 別添資料○による。(地域グループ名、地域グループ内のメンバー名、代表者名、連絡先等を別添資料として提出して下さい。)	
2. 提案内容と目的 (応募の目的、必要性について、当該地域の課題と併せて具体的にご記入下さい。) 	
3. これまでの経緯と取り組み (応募者のこれまでの過去3ヶ年間の活動実績と、取り組み内容等について具体的にご記入下さい。) 	
4. 提案内容の普及目標 (今回の提案地域での具体的な普及計画(建築棟数や地域材使用量の具体的な数値目標を含む)や期待される効果について、今後の予定をご記入下さい。) ・普及計画 ・期待される効果 	
5. 他の補助金の有無 (今回支援対象となるものを、他の補助金等に応募(申請)している場合は、その申請している補助金等の名称を必ず記入してください。また、他の補助金等に応募(申請)していても、補助対象となる範囲が異なる場合には、他の補助金等の名称と補助対象範囲の考え方を記入してください。) 	

※青字部分は削除してご記入下さい。※A4・1枚に納めてください。補足資料は別添としてください。

②提案内容

(様式3)

応募グループ名	
応募事業名	

6. 具体的な提案内容

(応募する地域型住宅の概要及び目標とする基本性能、事業実行スケジュール等の内容を記載して下さい。また、事業の新規性、先導性、実現可能性等該当する事業内容を記載して下さい。)

- ・地域型住宅の概要および目標とする基本性能
- ・想定する建築地域(例:無指定地域、22条区域等)
- ・想定する工事費(例:〇〇円/㎡等)
- ・事業実施体制(地域検討委員会のメンバーや技術指導予定者等)
- ・今後の事業計画(試験計画やスケジュール、事業終了後の予定等)

その他の提案内容の例:

- ・開発目標とする部材などの性能や規格化
- ・開発した部材などの設計図書の作成
- ・地域型住宅の施工マニュアルの作成
- ・展示住宅の概要と施工部分の内容
- ・新規性や先導性

※青字部分は削除してご記入下さい。※A4・1枚に納めてください。補足資料は別添としてください。

④事業経費計画

項目	金額(円)	備考
[総額](申請する事業費) ※本事業経費によらない事業費(自己負担)がある場合は備考欄に内容と金額を記載	6,700,000	例)モデル住宅建設のうち、基礎工事、内装工事については自己負担とする(〇〇千円)
[内訳]		
1. 地域型住宅検討委員会経費	①技術者給	100,000 例)〇〇千円×〇日
	②賃金	30,000 例)〇〇千円×〇日
	③謝金	200,000 例)委員謝金 〇〇千円×〇人
	④旅費	50,000 例)委員旅費 東京⇄大阪 〇〇千円×〇回
	⑤需用費	50,000 例)資料印刷費 〇〇千円(〇部×〇回)
	⑥役務費	0
	⑦使用料及び賃借料	50,000 例)会場借料 〇〇千円(〇回) 設備使用料 〇〇千円(〇回)
	計	480,000
2. 供給体制の整備に係る経費 (部材の共通化及び加工に関する検討費、地域材認証制度の検討に関わる経費)	①技術者給	100,000 例)〇〇千円×〇日
	②賃金	30,000 例)〇〇千円×〇日
	③謝金	※計上しないこと
	④旅費	20,000 例)調査旅費 東京⇄静岡 〇〇千円×〇回
	⑤需用費	300,000 例)材料費 〇〇千円(スギ 〇㎡)
	⑥役務費	200,000 例)プレカットソフトウェア開発費 〇〇千円
	⑦使用料及び賃借料	0
	計	650,000
3. 地域型住宅部材開発に係る経費 (部材試作品の製作、部材化に係る基礎試験等)	①技術者給	100,000 例)〇〇千円×〇日
	②賃金	30,000 例)〇〇千円×〇日
	③謝金	※計上しないこと
	④旅費	0
	⑤需用費	300,000 例)材料費 〇〇千円(スギ 〇㎡)
	⑥役務費	300,000 例)〇〇試験費 〇〇千円
	⑦使用料及び賃借料	0
	計	730,000
4. 性能確認等のための試験に係る経費 (地域材による住宅部材の基本的性能の性能確認試験、試験体の製作等)	①技術者給	100,000 例)〇〇千円×〇日
	②賃金	30,000 例)〇〇千円×〇日
	③謝金	※計上しないこと
	④旅費	0
	⑤需用費	1,000,000 例)〇〇試験材料費 〇〇千円(スギ 〇㎡)
	⑥役務費	1,000,000 例)〇〇試験体組立費 〇〇千円(〇人工) 〇〇試験費 〇〇千円
	⑦使用料及び賃借料	50,000 例)測定器リース料 〇〇千円(〇日)
	計	2,180,000
5. 地域型住宅の設計に係る経費 (住宅の設計料、マニュアル作成料等)	①技術者給	100,000 例)〇〇千円×〇日
	②賃金	30,000 例)〇〇千円×〇日
	③謝金	※計上しないこと
	④旅費	0
	⑤需用費	300,000 例)製本印刷費 〇〇千円(〇部)
	⑥役務費	1,500,000 例)設計料 〇〇千円 マニュアル作成料 〇〇千円 コンサルタント料 〇〇千円
	⑦使用料及び賃借料	0
	計	1,930,000
6. 地域型住宅展示に係る経費	①技術者給	100,000 例)〇〇千円×〇日
	②賃金	30,000 例)〇〇千円×〇日
	③謝金	※計上しないこと
	④旅費	0
	⑤需用費	300,000 例)展示材料費 〇〇千円(スギ 〇㎡) 〇千円(金物代)
	⑥役務費	300,000 例)部材加工費 〇〇千円(〇㎡、〇人工) モデル住宅施工費 〇〇千円(〇坪、〇人工)
	⑦使用料及び賃借料	0
	計	730,000

合 計	①技術者給	600,000	
	②賃金	180,000	
	③謝金	200,000	
	④旅費	70,000	
	⑤需用費	2,250,000	
	⑥役務費	3,300,000	
	⑦使用料及び賃借料	100,000	
	計	6,700,000	

注1:備考欄には積算内訳(例:単価×員数)を記載してください。

注2:消費税込の金額を記載してください。

注3:黄色のセルは自動計算されますので変更しないでください。